

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月5日（平成28年（行情）諮問第554号）

答申日：平成29年2月27日（平成28年度（行情）答申第750号）

事件名：陸上自衛隊情報保全隊による監視・情報収集に対する損害賠償訴訟に  
関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「訴訟経過通知書（陸幕法第204号。19.12.25）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、「事件番号欄」の部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月22日付け防官文第8574号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書1及び2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の電磁的記録に履歴情報等が残されている場合があるので、これについても特定を求める。
- (3) 複写の交付が本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として特定されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 経緯

本件開示請求は、「陸上自衛隊情報保全隊による監視・情報収集に対する損害賠償訴訟に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、本件開示請求に対し、本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、平成30年8月31日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、本件対象文書について、法9条1項の規定に基づき、平成28年4月22日付け防官文第8574号により、法5条1号及び6号口に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

(2) 不開示とした部分及び理由について

本件対象文書の不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙のとおりである。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は処分庁が原処分における開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

イ 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求がされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

エ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙のとおり同条1号及び6号口に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 2 補充理由説明書

経過の概要の一部については、国側の担当者が、多岐にわたる法廷でのやり取りを逐語的に記録したものではなく、国の訴訟対応方針等の検討・協議のために必要な情報に絞って取りまとめたものである。これらを公にすると、今後の訴訟対応において、担当者が出廷して得た自己の感覚を含めた詳細な報告を控えることが予想され、組織として情報の共有が不十分になる結果、訟務部局内部において、上司等の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、上司等の関係者が各事件の経過を的確に把握することができなくなるため、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、上司から各担当者に対し、訴訟対応についての的確な指示がされなくなるおそれがあることから、法5条6号口に該当するため不開示とした。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| ① 平成28年9月5日  | 諮問の受理                          |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                  |
| ③ 同月13日      | 審議                             |
| ④ 同年10月3日    | 審査請求人から意見書1及び2並びに各資料を收受        |
| ⑤ 平成29年1月20日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月27日      | 諮問庁から補充理由説明書を收受                |
| ⑦ 同年2月14日    | 審議                             |
| ⑧ 同月23日      | 審議                             |

## 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用し、本件開示請求に係る行政文書のうちの相当部分として、「訴訟経過通知書（陸幕法第204号。19.12.25）」（本件対象文書）を特定し、その一部を法5条1号及び6号口に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 「事件番号欄」について

ア 本件対象文書を見分したところ、標記の部分には、国を被告とする特定事件に係る訴訟の事件番号が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、標記の部分について、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした旨説明するので、以下検討する。

ウ まず、上記アの特定事件に係る訴訟について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた結果によると、当該訴訟は国家賠償請求等訴訟であると認められるところ、民事訴訟事件の記録は「何人も」閲覧請求をすることができることとされているため、何人も、当該訴訟の事件番号を知ることにより、当該閲覧制度を利用してその事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載された訴訟当事者又は関係者である個人を特定できることとなる。したがって、標記の部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

エ 次に、法5条1号ただし書イ該当性についてみると、最高裁判所のホームページに現に掲載されている情報については、同号ただし書イの公表慣行があると解すべきところ、当審査会事務局職員をして最高裁判所のホームページを確認させた結果によると、上記アの特定事件に係る訴訟の事件番号は、同ホームページに掲載されていると認められる。したがって、標記の部分については、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

### (2) 「原告欄」について

ア 本件対象文書を見分したところ、標記の部分には、上記(1)アの特定事件に係る訴訟の原告の氏名等が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、標記の部分について、上記(1)イと同様の理由で不開示とした旨説明するので、以下検討する。

ウ 原告の氏名等は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められるところ、同号ただし書イ（最高裁判所のホームページにおいても、上記アの原告の氏名等は公表されていない。）ないしハに該当する事情は存せず、また、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、標記の部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 「経過の概要の一部」について

ア 本件対象文書を見分したところ、標記の部分には、上記(1)アの特定事件に係る訴訟の一方当事者（被告）である国の担当者が、国の訴訟対応方針等の検討・協議のために必要な情報として取りまとめたものとみられる、特定期日における法廷での「原告」、「被告」及び「裁判所」の主張や釈明事項等が具体的に記載されていると認められる。

イ そうすると、上記のような記載内容に照らし、これらを公にした場合、上記第3の2の諮問庁の説明、すなわち、今後の訴訟対応において、国の担当者が出廷して得た自己の感覚を含めた詳細な報告を控えることが予想され、組織として情報の共有が不十分になる結果、訟務部局内部において、上司等の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、上司等の関係者が各事件の経過を的確に把握することができなくなるため、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、上司から各担当者に対し、訴訟対応についての的確な指示がされなくなるおそれがある旨の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分は、法5条6号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号ロに該当するとして不開示とした決定については、「事件番号欄」以外の不開示とされた部分は、同条1号及び6号ロに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、「事件番号欄」の部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

不開示とした部分	不開示とした理由
事件番号欄及び原告欄	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
経過の概要の一部	国の内部において，訴訟の現状を把握するために作成した情報であり，これを公にすることにより，今後同種同様の訴訟に対する国側の対応方針が推測され，訴訟の当事者としての国の地位を不当に害するおそれがあることから，法5条6号ロに該当するため不開示とした。